

# モバイルコンテンツ運用管理体制認定制度 概要

2017年4月21日版

モバイルコンテンツ運用管理体制認定制度は、コミュニティサイト運用管理体制認定制度とサイト表現運用管理体制認定制度を融合し、2014年5月1日より開始した制度です。

# 目次

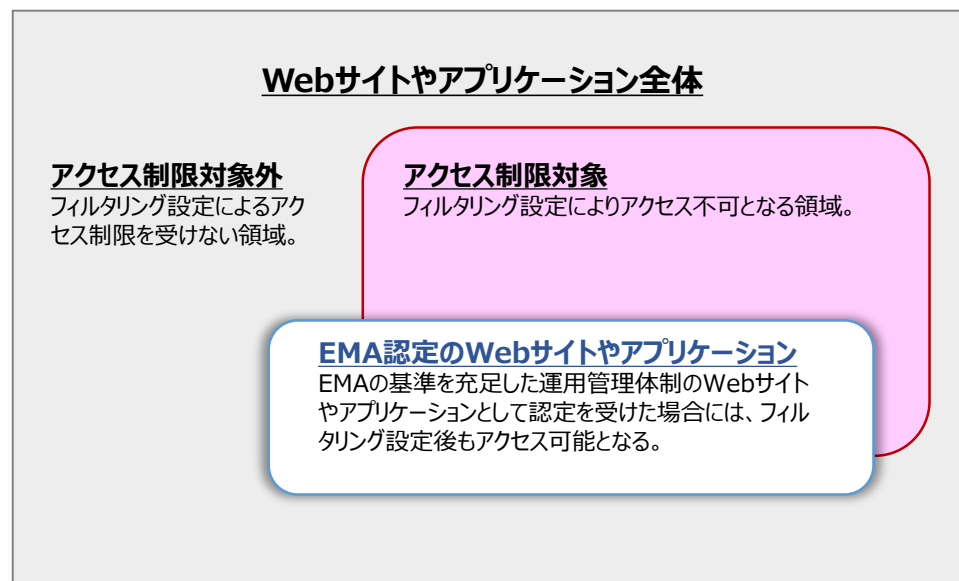
1. 認定制度について
2. 認定基準について（認定基準の目的）
3. 認定基準について（認定基準の構成）
4. 審査について
5. 審査申請から認定までのプロセス
6. 申請対象範囲について
7. 予備審査の概要
8. 本審査の概要
9. 審査・運用監視料金について（料金構成）
10. 審査・運用監視料金について（基本料金）
11. 審査・運用監視料金について（追加料金）
12. 認定とフィルタリング解除について
13. 運用監視について
14. 運用監視プロセス
15. 予備審査申請方法

# 1. 認定制度について

本認定制度は、青少年のフィルタリング利用を促進するため、フィルタリングの改善活動の一環として、**青少年の利用に配慮した運用管理体制を構築・維持しているWebサイトやアプリケーションを、フィルタリングのアクセス制限対象から除外する認定制度**です。

本認定制度の認定基準に適合した運用管理体制のWebサイト及びアプリケーションは、携帯電話事業者が提供しているネットワーク型のフィルタリングやアプリケーションフィルタリングにおいて反映されます。

認定後は十分な運用管理体制が維持されているかをEMAが定期的に監視し、是正処置・認定取消を含む適切な対応を取ることで、認定の実効性を維持します。



## 2. 認定基準について（認定基準の目的）

本認定制度の認定基準は、次の2つを目的として設定されています。

1. 認定を付与したWebサイト及びアプリケーションにおいて、認定基準に適合した運用管理が行われる結果、青少年が利用する上で健全な利用環境が整備・維持されること。
2. EMAが、認定を付与したWebサイト及びアプリケーションの監視等を行うとともに、一般ユーザー等からのクレーム・問合せ・意見等を受け付け、認定基準に適切に反映させることにより、認定Webサイト及びアプリケーションの運用管理体制の健全性が維持され、青少年がモバイルコンテンツを健全に利用できる環境をつくること。

※本認定基準は、認定を申請するWebサイト及びアプリケーションにおいて、青少年の利用に配慮した運用管理体制が整備されているかについて審査するための基準であり、サービス等の内容そのものを審査する基準ではありません。



## 4. 審査について

本認定制度の審査は認定取得を希望し、申請されたWebサイト及びアプリケーションの**運用管理体制**について、認定基準に適合しているか判断するものです。

審査では、「予備審査」・「本審査」の2段階の審査をおこないます。

予備審査では、申請事業者及び申請されたWebサイト及びアプリケーションが本認定制度の審査対象となりうるか確認します。

本審査では、予備審査を通過したWebサイト及びアプリケーションの運用管理体制に対する書類審査・Webサイト及びアプリケーションの実機調査・ヒアリング等をおこない、認定基準の充足状況を確認し、適合を判断します。

**申請するWebサイト及びアプリケーションが、以下の事項に該当している場合、申請を受け付けることができませんのでご注意ください。**

- ・18歳以上のみを対象としたWebサイト及びアプリケーション
- ・フリーマーケット・オークション等、ユーザー間商取引を目的としたサービスを有するWebサイト及びアプリケーション

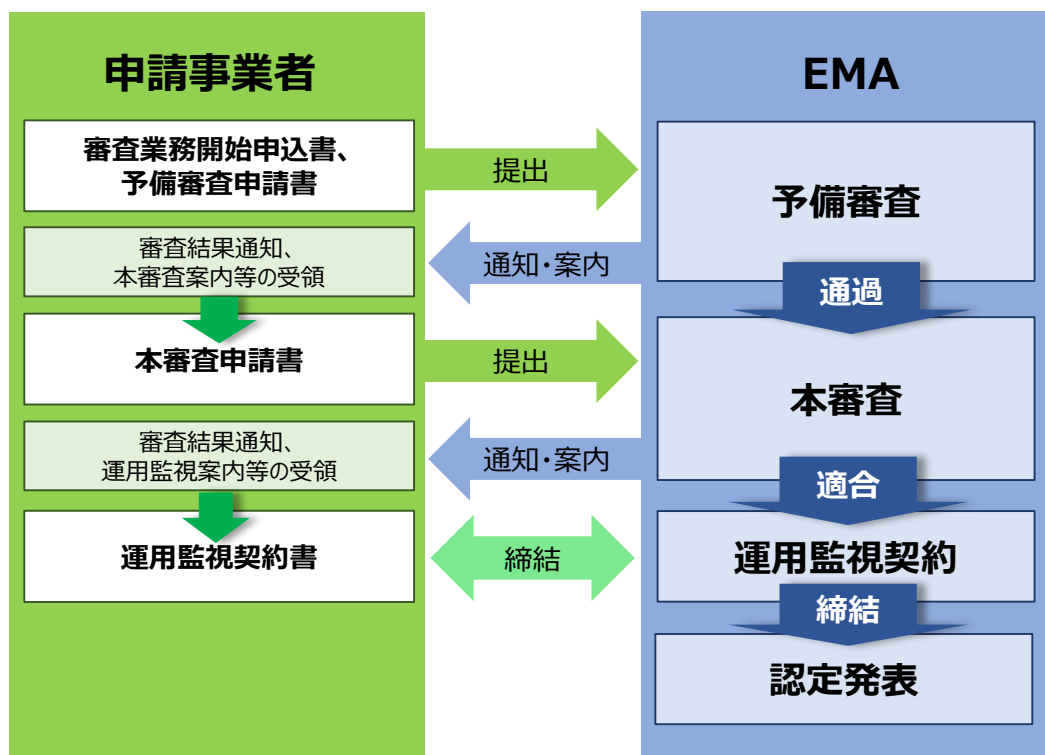
※上記について不明な点がある場合、申請前にEMAへお問合せください。

(認定制度・申請お問い合わせフォーム：[https://www.ema.or.jp/inquiry/index\\_e.html](https://www.ema.or.jp/inquiry/index_e.html))

※申請後に、上記に該当することがわかった場合は審査を終了します。なお、審査料金の返金はいたしかねます。

# 5. 審査申請から認定までのプロセス

新規審査申請から認定まで、以下で示すようなプロセスとなります。



## ■ 審査に関する書類

(以下の書類名は、各書類データへリンクしており、参照いただけます。)

- ・[モバイルコンテンツ運用管理体制認定基準](#)
- ・[モバイルコンテンツ運用管理体制認定基準解説書](#)
- ・[審査・運用監視細則](#)
- ・[予備審査申請書](#)
- ・[審査業務開始申請書](#)

## ・[本審査申請書のサンプル](#)

※ 予備審査通過後EMAより本書を送付します。

## ・[運用監視契約の条項](#)

※ 認定発表までに締結が必要な運用監視契約について、事前に法務チェック等を行ってください。

※EMAによる審査・運用監視は、「モバイルコンテンツ運用管理体制認定基準」、及び「審査・運用監視細則」に基づき行われます。

## 6.申請対象範囲について

### Webサイトの申請対象範囲について

Webサイトの申請対象範囲は、申請されたドメイン、サブドメイン※により確定されます。ドメインで申請の場合は、ドメイン以下全体が申請対象範囲、サブドメインで申請の場合は、サブドメイン以下全体が申請対象範囲となります。

- ① **【ドメインによる申請】** ドメイン以下全てが申請対象である場合（以下は、「aaaa.jp」というドメインを申請対象とする場合の例。）

http://aaaa.jp/ → 申請対象のドメイン = 申請対象範囲

- ② **【サブドメインによる申請】** ドメイン以下の特定の範囲を選んで申請する場合

（以下は、「dddd.bbbb.jp」というサブドメインと「gggg.eeee.bbbb.jp」というサブサブドメインを申請対象とする場合の例。）

http://bbbb.jp/ — http://cccc.bbbb.jp/  
— http://dddd.bbbb.jp/ → 申請対象のドメイン } 申請対象範囲  
— http://eeee.bbbb.jp/ — http://gggg.eeee.bbbb.jp/ → 申請対象のドメイン }  
— http://ffff.eeee.bbbb.jp/

※サブドメイン以下を申請対象範囲として申請することも可能です。

申請するドメイン、サブドメインは、原則、申請Webサイト専用のドメイン、サブドメインであり、青少年の利用に配慮した利用環境を整備・維持する必要があります。

（申請運用管理体制による管理ができないコンテンツ等が存在したり、意図せず追加されたりすることがあってはなりません。）

### アプリケーションの申請対象範囲について

Android・iPhone・Windows Phone向けダウンロード型アプリケーションであり、一意の符号※により定義されるアプリケーション。

※アプリケーションは、アプリケーション名と「package Name/App Id/APP ID(Product ID)」により定義されている必要があります。



## 7. 予備審査の概要

新規の申請者は「本審査」の前に、「予備審査」を通過する必要があります。「予備審査」では、申請対象となるWebサイト及びアプリケーションと申請事業者に関する基本情報についての審査を行います。

### 審査の視点

#### ■ 申請事業者の存在と事業内容等を確認します。

#### ■ 申請対象となるWebサイト及びアプリケーションが、青少年利用を前提としたサービスであり、青少年利用に相応しいサービスであることを確認します。

- ・ ユーザー対象年齢が18歳未満も含まれているか？（18歳以上に限定されていないか？）
- ・ 申請対象となるWebサイト及びアプリケーションのサービスは青少年利用に相応しい内容であるか？（青少年利用上の有害情報や違法情報のあるサービスではないか？）
- ・ 申請対象となるWebサイト及びアプリケーションに、フリーマーケットやオークションが含まれていないか？
- ・ 申請対象となるWebサイト及びアプリケーションの利用状況に懸念がないか？

#### ■ 申請範囲が、認定後のフィルタリング対応において、懸念となるものではないか確認します。

- ・ 申請範囲のドメインには、申請対象となるWebサイト以外の外部サイトが含まれていないか？
- ・ 申請範囲のアプリケーションは、配信が開始されているか？

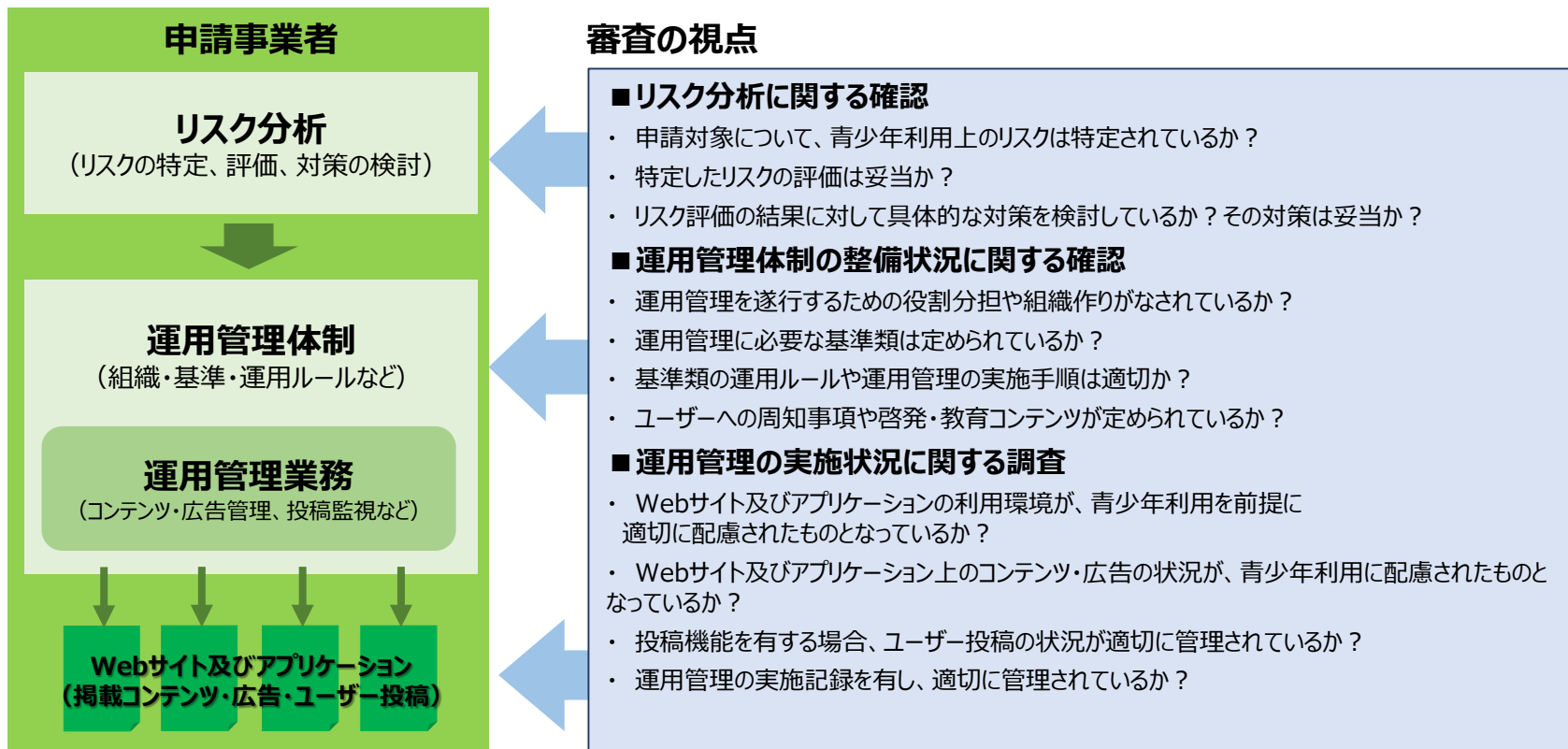
※ **サービス提供前のWebサイト及びアプリケーションを申請対象として申請する場合は**、予備審査申請書類に加えて、**サイトマップや機能項目等を確認できるサービス概要資料を提出**ください。（資料は、サービスの全体像や、機能概要を把握できる資料であること）

※ 予備審査では、「投稿機能」、「第三者（サードパーティ）の提供するサービス等」、「アプリケーション」の有無についても確認いたします。これにより、本審査項目と本審査料金（追加審査料金含む）が確定します。

## 8. 本審査の概要

本審査は、モバイルコンテンツ運用管理体制認定基準が示す25の要求項目に基づき、Webサイト及びアプリケーションの様態に応じて必要となるすべての要求項目の充足状況を確認します。

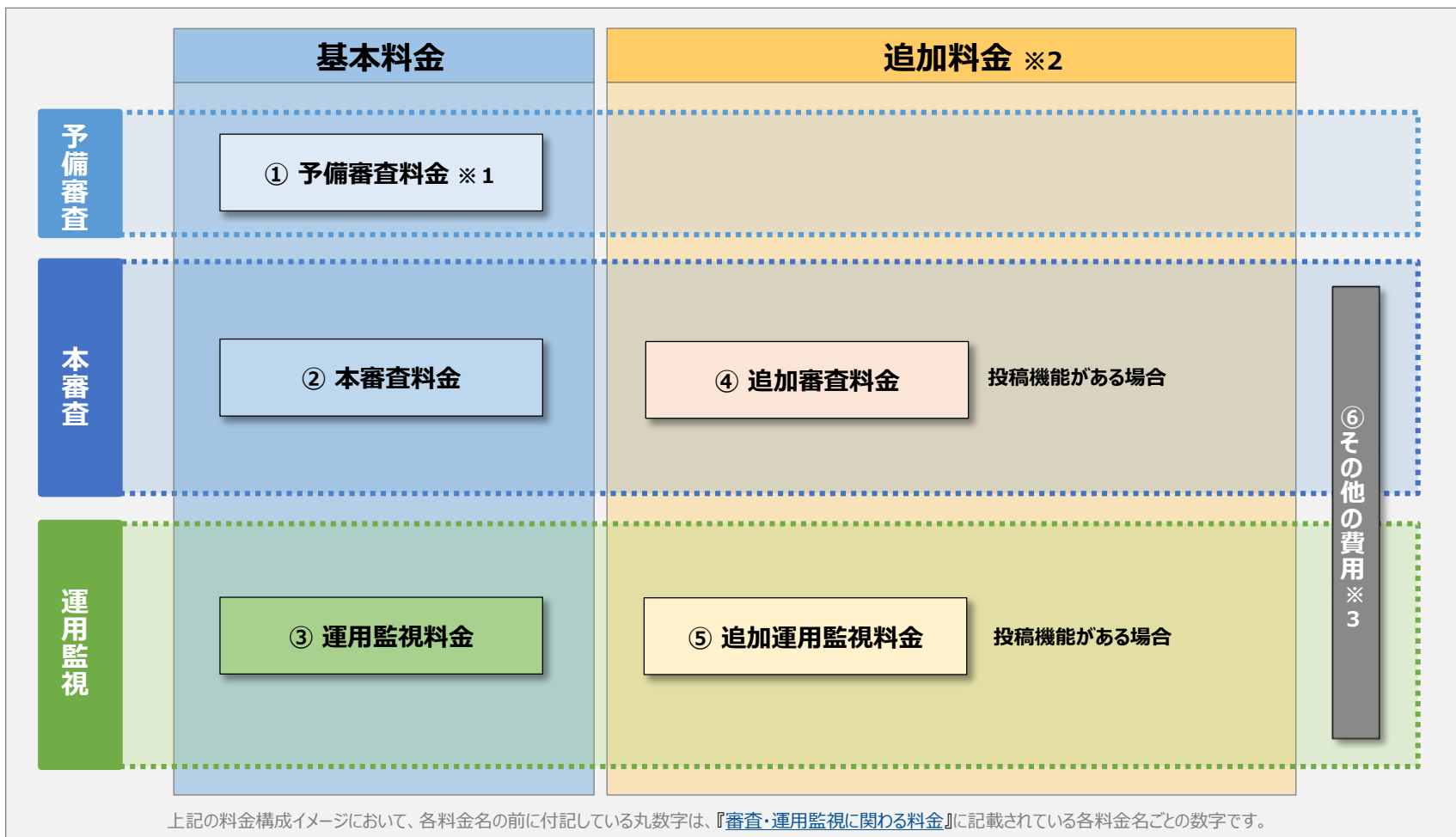
本審査は申請書類の確認、および実機調査やヒアリング（現地訪問等）で構成されています。



※審査は青少年利用に配慮した運用管理体制の構築及び、維持が適切に行われるかを判断するものであり、公開されているコンテンツやユーザー投稿等について、是非の判断を個別に行うものではありません。

※コンテンツや広告の状況、投稿状況、利用状況等の調査は、青少年利用に配慮した運用管理体制が適切に機能していることを確認するために行うものです。

## 9. 審査・運用監視料金について（料金構成）



※1：更新審査時は不要です。

※2：追加料金は、該当項目がある場合に生じます。

※3：その他の費用は、審査業務に関わる実地調査付帯費用として発生する料金です。実地調査について申請事業者へ確認した結果、実地調査場所が遠方である場合などに発生します。

# 10. 審査・運用監視料金について（基本料金）

審査・運用監視に係る費用は、大きく「予備審査料金」、「本審査料金」、「運用監視料金」の3点に別れ、それぞれ請求が発生する時期も異なります。

「本審査料金」と「運用監視料金」には、審査項目が該当する場合に発生する追加料金のメニューが用意されています。

また、追加料金は、次ページの表のとおり、申請サービスの規模等により料金が異なります。

(税抜)

審査区分	費用項目	一般料金	EMA会員料金	発生区分	請求発生時期
予備審査	①予備審査料金	¥50,000		必須	予備審査申請時
本審査	②本審査料金	¥150,000	¥135,000	必須	予備審査通過時
	④追加審査料金 (投稿機能を有する場合)	別紙 追加料金 表1参照		該当する 場合のみ	
運用監視	③運用監視料金	¥200,000		必須	本審査適合時
	⑤追加運用監視料金 (投稿機能を有する場合)	別紙 追加料金 表2参照		該当する 場合のみ	
	⑥ その他の費用	交通費は、実費、移動対価・宿泊費等はEMAが別途定める 規定による		必要となった 場合のみ	申請事業者と協議のうえ 別途定める

※料金に関する詳細は『[審査・運用監視に関わる料金](#)』を参照ください。

# 11. 審査・運用監視料金について（追加料金）

「投稿機能を有する場合」に該当する場合は、投稿数と登録会員数により定められた「料金ランク」により、各料金が確定します。

投稿数(単位：件/日)	料金ランク		
50万～500万未満	C	B	A
10～50万未満	D	C	B
1～10万未満	E	D	C
1万未満	F	E	D
	10万未満	10万～300万未満	300万～1000万未満
	会員数(単位：人)		

※規模（会員数、投稿数、アプリケーション数等）が料金表で提示している料金ランクを超える場合には、EMAにおいて定めた料金算定方法により、見積りの上、料金を決定いたします。料金ランクを超える恐れがある場合には、予めお問い合わせください。

## 追加審査料金

【表1】④ 追加審査料金（投稿機能を有する場合）（税抜）

料金ランク	一般料金	EMA会員料金
A	¥2,010,000	¥1,809,000
B	¥1,230,000	¥1,107,000
C	¥840,000	¥756,000
D	¥585,000	¥526,500
E	¥350,000	¥315,000
F	¥150,000	¥135,000

## 追加運用監視料金

【表2】⑤ 追加運用監視料金（投稿機能を有する場合）（税抜）

料金ランク	一般料金	EMA会員料金
A	¥1,240,000	
B	¥720,000	
C	¥460,000	
D	¥220,000	
E	¥100,000	
F	¥0	

## 12. 認定とフィルタリング解除について

### 認定について

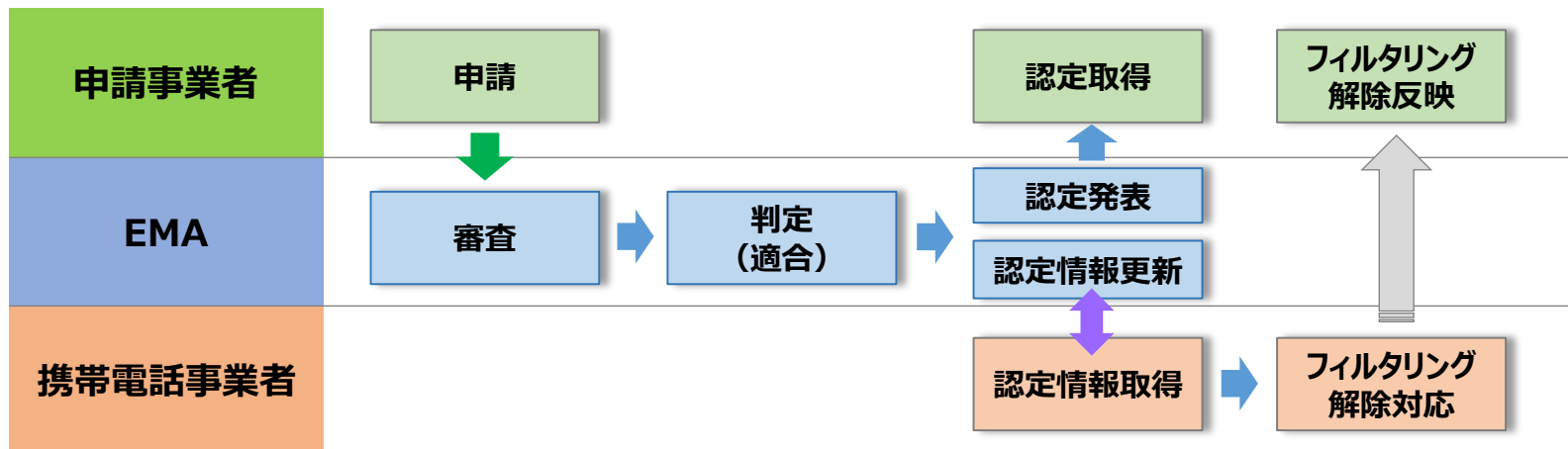
審査結果が適合となった場合、審査結果通知後に運用監視契約を締結し認定発表（※）を行います。認定発表日が認定日となります。**認定期間は、認定日より1年間です。**認定を継続する場合は、更新審査が必要です。

※認定発表は、毎月2回、15日・末日に最も近い営業日を発表日とし、原則、発表日の15時を目処に認定発表いたします。但し、12月については、別途既定日を設けます。

### フィルタリング解除について

審査結果が適合となった場合、適合したWebサイト及びアプリケーションはEMA認定の範囲に含まれることになり、特定分類アクセス制限方式のフィルタリングの対象外（フィルタリング解除）となります。

#### 申請から認定後のフィルタリング解除反映にいたるプロセス



※認定発表後、フィルタリング解除の反映には数日程の時間を要します。

※アクセス制限対象外となるフィルタリングは、特定分類アクセス制限方式（いわゆるブラックリスト方式）のフィルタリングが対象です。

※携帯電話事業者（フィルタリング会社）と認定事業者間の直接手続き（連絡等）は、原則発生しません。

## 13. 運用監視について

EMAは、認定期間中のWebサイト及びアプリケーションについて、認定基準に適合した運用管理体制が維持されているか確認するため、定期的・継続的な監視を実施します。また、一般ユーザー等からのクレーム、問合せ、意見等を受付けます。

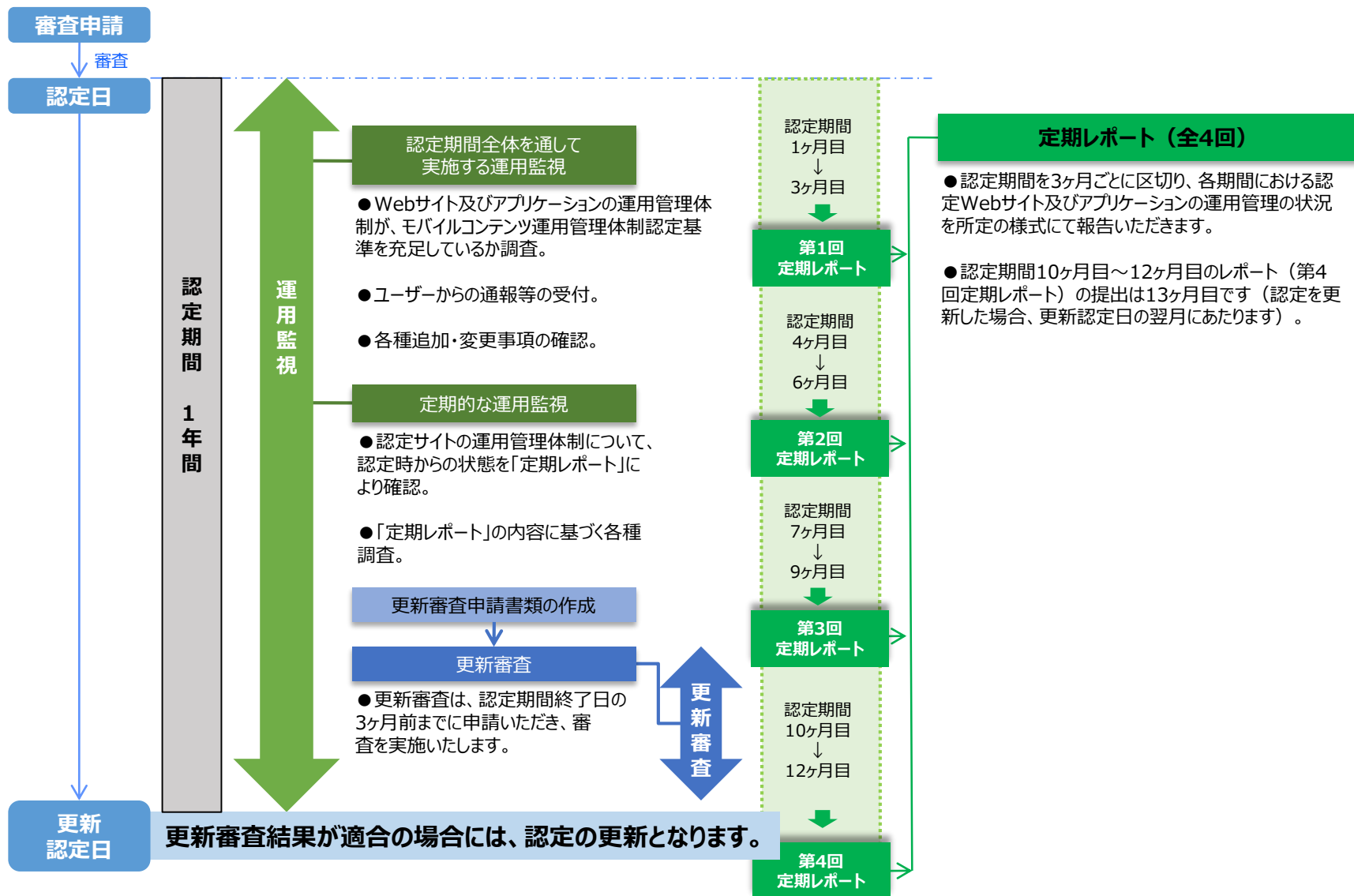
※認定期間中は、EMAの指定月に、その時点の運用管理体制やWebサイト・アプリケーションの状況について報告する「定期レポート」を提出いただく必要があります。**定期レポートは、認定期間3ヶ月ごとに、全4回提出**いただきます。

※認定期間中は、運用管理体制やWebサイト・アプリケーションの追加・変更事項を記載した書類等を提出し、EMAへ報告する必要があります。

※**追加・変更内容が追加審査（追加運用監視）に該当する場合は、所定の料金が発生します。**『11. 審査・運用監視料金について（追加料金）』参照

※認定の更新を希望する場合は、所定の期日までに更新審査への申請が必要です。

# 14. 運用監視のプロセス





# 15. 予備審査申請方法

予備審査を申請いただく場合は、「審査業務開始申込書」と「予備審査申請書類」を提出いただく必要がございます。

## ■ 審査業務開始申込書

- ・ 審査業務開始申込書 (<https://www.ema.or.jp/certification/fusion/index.html#ff1>)
- ・ 審査業務開始申込書の記入例 ([https://www.ema.or.jp/dl/examination/app\\_form\\_v140430\\_sample.pdf](https://www.ema.or.jp/dl/examination/app_form_v140430_sample.pdf))

※対象サービスが他社との協業運用である場合は、専用の申込書類を用意しておりますので、事前に下記連絡先までご連絡ください。

### 【送付方法】

審査業務開始申込書は下記送付先まで印刷出力したものを送付ください。送付の際は、受領確認が可能な方法にて送付ください。

(書留、配達証明、バイク便等のサービスが該当します。簡易書留、メール便等は、受領確認を行うことができませんのでご注意ください。)

※書類は代表者印が必要となります。

【送付先】 〒104-0031 東京都中央区京橋3-14-6 斎藤ビル2階  
一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 審査受付係

## ■ 予備審査申請書

- ・ 予備審査申請書類一式 (<https://www.ema.or.jp/certification/fusion/index.html#ff2>)

### 【送付方法】

予備審査申請書類に関しては電子データを以下のいずれかの方法で送付ください。

- ①メディア (CD-R・DVD-R等) に記録して上記「審査業務開始申込書」に同封のうえ送付
- ②メール、またはファイル転送システム等を利用して送付 ※データ圧縮のうえパスワードロックをかけてください

【送付先】 審査・運用監視室メールアドレス： [evaluate@ema.or.jp](mailto:evaluate@ema.or.jp)

ご不明な点は、審査・運用監視室までお気軽にお問合せください  
TEL : 03-6263-2550 mail: [evaluate@ema.or.jp](mailto:evaluate@ema.or.jp)